株主各位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 塩 水 港 精 糖 株 式 会 社 取締役社長 浅 倉 三 男

第73 回定時株主総会決議ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、本日開催の当社第73回定時株主総会において、下記のとおり 報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

- **報告事項** 1 . 第 73 期 (平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで) 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書内容報告の件
 - 2. 第73期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 連結貸借対照表及び連結損益計算書内容報告並びに会計監査 人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第73期利益処分案承認の件

本件は原案どおり承認可決されました。当期の配当金につきましては、 1株につき5円(普通配当)と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

なお、変更の要領は、次のとおりであります。

「会社法」(平成 17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律」(同第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務 省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)の施行に伴い、下記 の要件を含む必要な規定の加除・変更を行うとともに、章・条の構成や 順序、表現の見直しを行いました。

(1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定め るため、第20条(取締役会の設置)及び第27条(監査役及び監査 役会の設置)を新設いたしました。

- (2) 会社法の施行に伴い、株主総会開催地の制限が撤廃されたことから、 招集の場所を明確にするため、第12条第2項に招集地に関する規定を新設いたしました。
- (3)会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設いたしました。
- (4) 会社法第 189 条第 2 項の規定により、単元未満株式につき行使出来 る権利に関する規定を、第 8 条第 2 項として新設いたしました。
- (5) 会社法第329条の規定により、第6章「会計監査人」を新設し、会計監査人の設置のほか、その選任、任期、報酬等についての規定として第34条~第37条を新設いたしました。
- (6) 会社法第341条の規定により、取締役の解任決議要件を加重することが認められたことに伴い、経営の安定性を維持・確保する目的により、第18条(取締役の解任)を新設いたしました。
- (7) 会社法第370条の規定により、取締役会の書面による決議が認められたことに伴い、取締役会の決議をより機動的に行うことが出来るよう、第23条(取締役会の決議方法等)を新設いたしました。
- (8) 会社法施行規則 94 条の規定により、株主総会の参考書類等をインターネットにより開示することが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性を高めるため、第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設いたしました。
- (9)会社法に合わせた表現の変更、字句の追加修正を行いました。
- (10) 上記各変更に伴う条数の変更を行いました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は原案どおり取締役に浅倉三男、黒田一正及び清水一雄の各氏が 再選され、また神﨑俊、宮下修及び長岡良弘の3氏が新たに選任され、 それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は原案どおり監査役に林文孝氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は退任監査役吉田雅博氏に対し、退職慰労金を贈呈することとし、 その金額、支払時期、方法等は当社内規に従い相当な範囲内で、監査役 の協議に一任することに承認可決されました。 なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され、就任いたしました。

取締役社長 浅倉 三男

(代表取締役)

また、本総会終了後、監査役会の決議により次のとおり選定され、就任いたしました。

常勤監査役 林 文孝

配当金のお支払について

第73期配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお近くの郵便局でお受け取りください。また、銀行振込をご指定の方には「配当金振込先のご確認について・配当金計算書」を同封いたしましたのでご確認ください。